



最近、免許証の更新の際に受けた講習で興味深いものがありました。6月1日から道交法が改正され、自転車への取り締まりが強化されるそうです。自転車は軽車両に含まれるので、これまでも自動車と同じく反則金や罰金の対象となっていました。しかし実際は、手続きの手間等があり違反しても口頭注意程度で済んでいたのが実情です。これが今回の改正で、違反が見つかり、3年間のうちに2回注意を受けた場合は警察署に行き5,700円支払って安全講習を受けなければならなくなりました（これに応じなければ裁判所から呼び出され罰金がかかるそうです）。違反には、信号無視や右側通行・飲酒運転さらには傘をさしながらの通行も含まれるそうです。自転車に乗られる方は、違反項目を確認し、道交法を順守して安全運転を心がけましょう！

## ～民法 120年ぶりの大改正へ！！～



1896年の民法制定以来、ほとんど改正されてこなかった契約に関する民法規定が大きく変わることになります。

そこで、今回は私たちに最も身近な法律といえる民法改正案の主な項目を確認したいと思います。

### ① 約款に関するルールの新設

保険やインターネット通販などの契約で事業者が消費者に示す約款については「利用者に不利な内容は無効とする」ことなどが盛り込まれました。

### ② 法定利率の引き下げ

法定利率とは、金銭貸借などの契約を交わした当事者同士が金利を定めなかった場合などに適用される金利のことです。

民法では年5%に固定されていましたが、これを3%に引き下げ、その後3年ごとに1%刻みで見直す変動制に改正します。

この法定利率の引き下げで大きく影響するのが、損害保険の保険金受取額です。損害保険金は、交通事故にあわなければ得られたであろう収入(逸失利益)から、生活費やまとめて受け取った保険金を将来にわたり運用した場合の利息を差し引いて計算されます。

そのため、法定利率が下がると保険金が増えることになります。

日本損害保険協会によると27歳男性(平均月収41万5千円、扶養家族2人)が後遺障害で仕事ができなくなった場合、中間利息5%の逸失利益は約5500万円、3%だと約7400万円に増えます。

今後保険料値上げが想定されますので、保険選びには注意が必要になります。



### ③ 未払金(ツケ)の消滅時効

消滅時効とは、一定期間の経過によって債権等の財産権が消滅する制度のことです。

これまでは、「権利行使できるときから10年間」とされていましたが、職種別に1～3年の「短期消滅時効」が設けられていました。例えば飲食店のツケ払いの時効は1年間、小売業の商品代金の時効は2年間でした。

今回の改正で、職種別の短期消滅時効が廃止され、「権利行使できると知った時から5年」の時効期間が追加されました。

### ④ 賃貸住宅の敷金

現在、賃貸住宅の敷金の規定は民法になく、国交省ガイドラインの規定のみとなっており、原状回復費が敷金から引かれる等トラブルになるケースが多くなっています。

今回の改正で、借主は通常使用による経年変化を修理しなくてよいことが明記されました。

不動産賃貸業を営んでいらっしゃる方は注意が必要です。

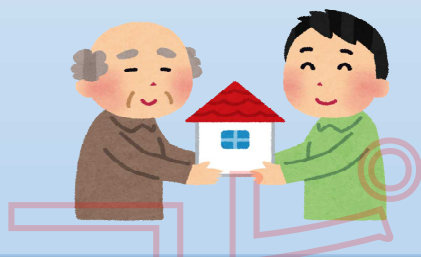
### ⑤ 融資の保証人

中小企業が融資を受ける際に求められる「連帯保証」ですが、改正法案では、第三者が保証人になる場合、公正証書の作成を義務づけることで保護を図ることになりました。

【相続税の申告要否について】

改正後の相続税法が施行されて5カ月が過ぎました。基礎控除が減額され、対象者が大きく増加する改正ですので、自分が対象になるのか気になっている方も多いのではないのでしょうか。そのような方は是非国税庁のHPをご覧ください。4月から「相続税の申告要否判定コーナー」が設けられており、家族構成や相続財産を入力することで、自分が相続税の対象かどうかを判定することができます。

弊所でも税理士・相続診断士が相続税の試算や事業承継・財産承継のご提案を随時行っておりますのでお気軽にご相談ください。



※HPのお知らせ※

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください！  
弊所HP：<http://www.uk-g.co.jp/>

※源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、7月10日までに、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、**半年分まとめて納める**こととなりますので、直前に慌てないよう事前に準備しておきましょう。

※社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額の設定時期が来ました。毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、**6月1日以降に被保険者となった方は対象外**です。算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給(定期券、食事、自社製品など)も金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です。**提出期限は**7月10日**となっています。

※労働保険の年度更新

労働保険の年度更新手続きは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額は**すべての労働者に支払われる賃金の総額**に、その**事業ごとに定められた保険料率**を乗じて算定することになっています。

**納期限は7月10日**となっています。申告・納付の手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課すことがあるので注意しましょう。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
変化を求めて心が揺れ動く月ですが、今は現状維持に努めるのが賢明です。足元を固める時期と心得ましょう。	これまで好調だった人ほど足踏みしやすい運勢。過去に築いてきた信用や人間関係を維持して充実させると吉!	大事な用件は月の後半に片付けると吉。また地味な仕事ほど実力向上につながるため進んで取り組みましょう!	社交運が活発なので人と関わるのが吉。また大勢が集まるところに顔を出して人脈を広げるにも良い月です。



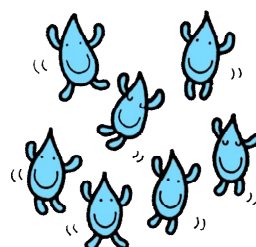
優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。